

文化物品の返還に関する 2001 年規制(修正第 2 号)

2001 年第 3972 号 文化物品

作成 2001 年 12 月 10 日

議会提出 2001 年 12 月 11 日

発効 2002 年 1 月 1 日

欧州共同体加盟国の領域から不法に持ち出された文化物品(cultural objects)の返還に関する 1972 年欧州共同体法第 2 条 2 項により指名された大臣である閣内相(Secretary of State)は、同法第 2 条 2 項により附与された権限及び大臣として授権されたその他の権限を行使して、ここに以下の規則を制定する。

第 1 条【引用及び施行】

これらの規則は、文化物品の返還に関する 2001 年規制(修正第 2 号)として引用することができ、2002 年 1 月 1 日より施行される。

第 2 条【修正】

1. 文化物品の返還に関する 1994 年規制は、本規則に従って修正される。
2. 規則 2 条(1)(解釈)の末尾に、「そして欧州議会及び欧州理事会の指令第 2001/38/EC 号」が挿入される。
3. 規則 2 条(3)の「連合王国の通貨で」との文言は省かれ、末尾に「金銭上の区切り(financial thresholds)を連合王国の通貨に変換する為に、別表(schedule)にユーロ建てで表された価格は 2001 年 12 月 31 日付欧州共同体官報で公表された為替率によって変換される。」が挿入される。
4. 規則別表において
 - a. 「0(零)」の文言を、「どのような価格であろうとも」に置き換える。
 - b. 「11,900.00 ポンド」の数値を、「15,000.00 ユーロ」に置き換える。
 - c. 「23,800.00 ポンド」の数値を、「30,000.00 ユーロ」に置き換える。

- d. 「39,600.00 ポンド」の数値を、「50,000.00 ユーロ」に置き換える。
- e. 「119,000.00 ポンド」の数値を、「150,000.00 ユーロ」に置き換える。

テッサ・ブラックストーン
文化メディアスポーツ省大臣

2001 年 12 月